

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）11月26日提出

藤沢市長

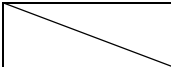

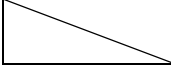
鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場の項，藤沢駅北口市役所前第2自転車駐車場の項及び藤沢駅南口第2自転車駐車場の項中「午前6時30分から午後8時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改める。

別表第2 藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場の項定期利用の項1階の項中

「		3,000円	を	「	2,000円	3,000円	に
		9,000円			6,000円	9,000円	
		18,000円			12,000円	18,000円	
」			」				」

改める。

附 則

- この条例は，令和4年2月1日から施行する。ただし，別表第1 藤沢駅南口第2自転車駐車場の項の改正規定は，令和4年1月17日から施行する。
- 改正後の別表第2に規定する自転車の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅南北の既存自転車等駐車場について、機械式管理を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。